◎新潟県告示第145号

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした	免許の取消しをした	二級建築士又は	登録番号	免許の取消しの理由
年月日	建築士の氏名	木造建築士の別		
平成25年10月11日	今井 虎雄	二級建築士	第2460号	死亡
平成25年11月22日	朝妻 誠	二級建築士	第748号	死亡
平成25年12月27日	山際 昇	二級建築士	第6649号	死亡
平成25年10月11日	平野 恵子	二級建築士	第5792号	申請
平成25年10月11日	山本 信勝	二級建築士	第6644号	申請
平成25年11月22日	石井 房子	二級建築士	第9037号	申請